

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

# 大分県報

令和八年  
第六七六号  
一月三十日

（金曜日）

目 次

告 示

青少年に有害な興行の指定  
指定漁船調書の縦覧  
道路区域の変更  
道路の供用開始  
指定納付受託者の指定

大分県議会事務局規程の一部改正

○告 示

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和八年一月三十日

大分県知事 佐 藤 樹一郎

指定年月日

題

名

制作社名  
又は配給社名

指定理由

令八・  
一・一四

映 画

漁師の嫁 天然巨乳快楽漬け

オーピー映画

著しく青少年  
の性的感情を刺  
激し、その健全  
な育成を害する  
おそれがある。

緊縛異常魔

新東宝映画

令和八年一月三十日

## 大分県告示第五五二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の（一）とおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があるので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和八年一月三十日

大分県知事 佐 藤 樹一郎

1 発起人の住所及び氏名  
大分市大字大平三十八番地の三  
上野 哲司

松本 美根雄

大分市大字馬場四百二十一番地

大分市大字馬場四百十六番地  
船瀬 邦彦

2 加入区  
神崎加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
大分県漁業協同組合

二 縦覧期間  
指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間  
令和八年一月三十日から同年二月十三日まで

2 縦覧場所  
(一) 大分市府内町三丁目五番七号

|   |   |               |        |
|---|---|---------------|--------|
| ク | ク | 痴漢地下鉄         | 新東宝映画  |
| ク | ク | 背徳酒場 热爛熟女のうずき | オーピー映画 |

大分県漁業協同組合事務所

(二) 大分市大字馬場四百二十九番地の二

大分県漁業協同組合神崎取次店事務所

## 大分県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

| 道路の種類及び路線名         | 区間               |   | 区域変更別 | 敷地の幅員 | 延長   |
|--------------------|------------------|---|-------|-------|------|
|                    | 前                | 後 |       |       |      |
| 県道夷堅来線             |                  |   |       |       |      |
| から                 |                  |   |       |       |      |
| 豊後高田市堅来字払川三一二四番三まで | 豊後高田市堅来字払川三一二四番三 |   | メートル  | 一四・〇  | 一四・〇 |
|                    | 豊後高田市堅来字払川三一三七番五 |   | メートル  | 一一・一  | 一四・〇 |
|                    |                  | 後 | メートル  | 六・三   | 七・二  |
|                    |                  |   | メートル  | 七九・三  | 七九・三 |

## 大分県告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和八年一月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

| 一 指定納付受託者の名称及び所在地 | 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等                          | 三 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等                    |
|-------------------|---|---|
| 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎   | S.P. LINKS 株式会社 東京都港区芝浦三丁目一一番一号田町ス トーションタワーN十九階 | 大分県議会事務局規程（平成十三年大分県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。 |

大分県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

大分県議会訓令第一号

## ○議会訓令

大分県議会事務局規程（平成十三年大分県議会訓令第一号）の一部を次のように改正す

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

令和八年一月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和八年一月三十日

|                     |                   |                    |                    |
|---------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 宇佐市院内町櫛野字観音二九番二地先から | 宇佐市院内町櫛野字観音二四番二まで | 宇佐市院内町櫛野字観音一七番一一から | 宇佐市院内町櫛野字観音四番四まで   |
| 宇佐市院内町櫛野字観音三番七から    | 宇佐市院内町櫛野字観音三番六まで  | 宇佐市院内町櫛野字観音三番三から   | 宇佐市院内町櫛野字観音一四三番二まで |

令八・一・三〇

大分県議会議長

嶋

幸

一

第八条第七項中「職員が作成した電磁的記録について行う職に係る」を削り、「大分県電子署名規程（平成十五年大分県訓令甲第二十三号）」を「大分県電子署名規程（令和七年大分県訓令甲第二十二号）」に改め、同項後段中「職に係る」を削り、「職證明カード管守者」を「電子署名記録媒体等（電子署名記録媒体及び電子署名システムの利用に係るID、パスワード等をいう。）の管理責任者（以下「管理責任者」という。）」に改める。

別表中「職に係る」を削り、「職證明カード管守者」を「管理責任者」に改める。

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則